

# 身元確認と「足紋」

元警視庁捜査第一課長  
光眞章  
みつざね あきら

昨年十一月、岩手県と宮城県で東日本大震災の犠牲者九人のご遺体が取り違えられて、別のご遺族に引き渡されていたと新聞で報じられた。記事は警察の身元確認が不十分だったと指摘していた。

私は警視庁鑑識課長当時、身元不明遺体の取り扱いに関わった経験があり、今回のような歴史的大災害において、現場での身元確認作業がいかに困難を極めたかは、察するところである。

身元確認は通常、ご遺族などにご遺体を見ていただき、人相や体格、身体特徴や着衣、所持品などから確認するのが一般的である。しかしご遺体の損傷や腐敗が進行している場合などは、三つの科学的鑑定方法により身元を確認することとなる。

第一に指紋、第二に歯牙（歯型）、

第三にDNA型である。しかし今回の震災においては、そもそも指紋照合の対象となる「在宅指紋（死亡者の日記や手帳などから検出された指紋）」も、歯科医のカルテも、津波に流されているケースがほとんどだった。警察が保管している指紋は犯罪歴のある人物に限られているため、多くの一般の方々に対しては活用の途がない。

思い起こされるのは、〇四年十二月に起きたスマトラ沖地震と大津波のケースだ。当時、JICAシニアボランティアでタイ国家警察科学捜査部に派遣されていた戸島国雄警察大佐は、発災直後、十人の部下を率いて被災地入りし、身元確認に従事した。硬直した遺体とふやけた指紋、何より膨大な数の犠牲者を前に、作業は難航を極めたが、戸島氏は死体

損壊による処罰も覚悟のうえで、遺体の指を切断し、指紋を採取する方法を指示した。タイでは十五歳以上の国民はIDカードをつくる際に、指紋を採取され、警察で管理されており、結果的に戸島氏の「決断」により、三か月ほどで四千数百体におよぶ遺体の身元確認に成功したのである。

先日、ある席で被災地で奮闘された警察庁幹部と一緒に、タイの例を示して「日本でも国民の指紋採取が必要では」と提言したところ、指紋採取は警察の捜査手法として発展した経緯からして、実現には国民の抵抗感は大いだろう、との答えだった。そういえば、こんなことがあった。鑑識課には時折、政府関係者などが視察に訪れるが、ある時、その中の一人に紙に押印される指紋を顕在化させるニンヒドリン法を体験してもらおうと、「この紙に掌をあててください」とお願いしたところ、躊躇され、指先をちよつと触れるにとどまった。一般の方の抵抗感を実感させられた一コマだった。

ところで、指紋ではなく「足紋」というものがあるのをご存知だろうか。これも指紋と同じく、「終生不変」「万人不同」のものである。捜査に使われることは皆無ではないが、極めて限定的であり、指紋よりは抵抗感も少ないと思われる。こう言うと警察関係者でさえ「え、そんなものがあるのですか？」という驚きの声をあげるが、じつと掌を見た石川啄木ではなし、しげしげと足の裏を観察する人もいないだろうから、無理もない。

首都直下型地震や南海トラフ地震の可能性が指摘される昨今、犠牲者を抑える対策をとることは言うまでもないが、一方で身元確認についても、あの震災の教訓を生かすべきではないか。

警察に不安があるなら、民間の会社でもいい。ソニーの元会長の井深大さんは生体認証に関連して「指紋というのは造化の神の大傑作」と語ったが、これを生かさぬ手はない。被災地では今もなお、百を超えるご遺体のご遺族の元に戻る瞬間を待っている。